

6財第69号
令和6年9月6日

部 課 長
支 所 長
福祉事務所 長
教 育 長
議 会 事 務 局 長 殿
選挙管理委員会事務局長
公平委員会事務局長
監 査 委 員 事 務 局 長
農 業 委 員 会 事 務 局 長
病 院 事 業 管 理 者

岡谷市長 早 出 一 真

令和7年度予算編成方針について

このことについて、令和7年度の予算編成方針を次のとおり定めたので、岡谷市財務規則第11条の規定により通知します。

令和7年度 予算編成方針

第1 全般的事項

岡谷市の令和5年度決算は、緩やかな回復基調の経済情勢を背景に、一般財源の根幹をなす市税や地方交付税において、予算額を上回る額を確保することができた。また、国際情勢や円安を起因とする長引く原油・物価高騰等への対応には、国庫補助金などを活用し、幅広く支援を行うなど、歳出においては効率的・効果的な執行に努めたことにより、基金からの繰入れの抑制に加え、財政調整基金や減債基金等への積立てを実施し、将来に向けて安定した財政運営に十分配慮した決算とすることができた。

令和6年度予算では、歳入において、市税は感染症等の影響を受ける前の水準に戻る一方で、歳出においては、扶助費等の義務的経費や原油・物価高騰による各経費が増加する中、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく補正予算を有効に活用し、令和5年度補正予算による前倒しと、令和6年度当初予算を一体とした「14か月予算」として予算を編成した。

政府は「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、高水準の賃上げや企業の設備投資など、足下での前向きな動きを中小企業・地方経済等でも実現し、デフレから完全に脱却し、日本経済を成長型の新たなステージへ移行させていくことが最重要課題としている。

令和7年度の予算編成については、持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、持続的・構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策、子ども政策の抜本的強化など、日本経済を新たなステージへと移行させるべく、中長期的の視点に立った経済・財政・社会保障の持続可能性の確保に向けた取組を進めるとしている。

本市の財政状況は、市税において人口減少や超高齢化社会の進展などにより生産年齢人口の減少が見込まれる一方で、国が物価高を超える賃上げの実現に向けて取組を進めているほか、地方交付税においては、企業の業績回復などにより4年連続で過去最高を更新している国税収入の状況等を踏まえ、一定程度の確保が期待されることから、令和7年度の一般財源総額はこれまでの水準を維持できるものと見込んでいる。

しかしながら、令和7年度以降、重要施策や公共施設の長寿命化・最適化など、将来に向けて実施しなければならない大型事業・施策が重なるとともに、先行きの見えない原油・物価高騰等による各経費の増加に加え、公債費においては金利上昇による増加が懸念される状況にある。

こうしたことから、令和7年度の予算編成は、第5次岡谷市総合計画後期基本計画の

2年目として、本市の新たなステージに向けて持続的成長の実現をめざした施策展開をするという認識の下、中長期的には財源不足となる厳しい財政状況を踏まえ、基金取崩しによる財源調整も視野に入れつつ、課題解決と将来に向けた投資を確実に実施していく上で、事務事業の廃止・縮小などの構造的な改革や経費削減を集中的に行い、将来にわたって持続可能な行財政基盤を堅持するため一定の削減目標を定め、すべての経費を一括で見積ることとした。

これまでも一定の削減目標を定める困難な予算編成に取り組んできたところであるが、事務事業の効率化や経費削減、特定財源の確保などに職員一丸となって取り組み、この局面を乗り越えていかななくてはならない。

第2 重点施策について

1. 重点施策の位置づけ

持続可能な行財政運営を堅持しつつ、喫緊の政策課題に対して限られた財源を重点配分し、効率的かつ効果的な施策展開により課題解決を図るため、第5次岡谷市総合計画後期基本計画重点プロジェクトを重点施策として位置づける。

2. 基本的な考え方

令和7年度は、第5次岡谷市総合計画後期基本計画の2年目として、これまでの取組を継続しつつ必要な改革を実行し、本市のさらなる成長と飛躍に向けた基盤を築いていかなければならない。

また、人口減少・少子高齢化や公共施設の老朽化対策などの従前からの課題に加え、原油価格・物価高騰や行政分野のデジタル化への対応、さらには世界的な課題である環境負荷低減などへの対応が求められている。

特に、子育て・教育の分野に関しては、結婚・妊娠・出産・子育て・教育までの一貫した包括的な子育て支援に取り組み、子育てしやすいまち、住んでみたい、住み続けたいまちの実現をめざし、市の総力を挙げて取り組んでいく必要がある。

日々変化する社会経済情勢の中で発生する新たな行政課題への対応は、限りある財源の中で着実に対応する必要があり、そのためには、時代に即した施策を的確に実施するとともに、市民サービスの維持・向上に留意しつつ、廃止・縮小を含めた事務事業の見直し、再構築を進めていくことが重要である。

以上のことを踏まえ、令和7年度は、市民一人ひとりに笑顔と元気があふれ、性別や年齢に関係なくすべての市民に生きがいと活躍の場があり、誰もが輝くことができる岡谷市をめざすこととする。

3. 重点施策

- 子育てしやすい環境の実現
- 安全・安心の伸展
- 未来に向けた産業の充実
- 魅力発信と賑わいの創出

第3 予算見積りの基本的事項

1. 令和7年度予算は、「第1 全般的事項」及び「第2 重点施策について」を踏まえ、職員一人ひとりが財政状況を十分に理解した上で、引き続き行財政改革の取組を積極的に進めるとともに、「第5次岡谷市総合計画」に掲げた目標の達成と、重点施策に示した項目の実現に向けて予算見積りを行うこと。
2. 歳出予算の見積りにあたっては、義務的経費、臨時的経費、投資的経費、重点施策の中でも特に注力して取り組んでいく経費（以下「重点施策特別経費」という。）、これら以外を除いたすべての経費（以下「経常経費」という。）に整理し、義務的経費及び臨時的経費を除くすべての経費について、一般財源ベースで令和6年度当初予算比1億6,000万円（5%）の削減を目標とし、予算見積りを行うこととする。
3. 経常経費を始めとして各経費については、事務事業の見直しを進め、その実施方法や目的、必要性、効果を一から検証し、廃止・縮小・休止等により経費の圧縮に努めること。
4. 投資的経費における施設の長寿命化に係る経費は、公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画を踏まえ、企画課と事前に調整の上で要求すること。なお、川岸学園整備事業を始めとした重要施策の本格的な実施が予定されていることから、削減目標を踏まえ、各種事業の緊急性や必要性、有効性を十分検証した上で、要求すること。
5. 臨時的経費については、単年度に限られる経費とし、要求にあたっては、削減目標達成を前提とする。見積りにあたっては、内容・数量等を十分精査すること。
6. 重点施策特別経費は、喫緊の政策課題である「子育て支援」・「移住・定住の促進」・「ゼロカーボンの推進」に係る経費とし、令和6年度実施計画に計上した令和7年度事業費を基本とする。なお、事業によっては令和7年度が終期となることに留意すること。
7. 一般会計からの繰出金については、地方交付税に算入の要素のあるものは、その範囲内を原則とする。ただし、一般会計の財政状況も踏まえて、繰出金のあり方についても必要に応じ検証を行うこと。

8. 地方財政計画など国の指針が現時点で示されていないことに加え、国政の動向によっては今後も大幅な国・県の制度改革が想定されるが、予算要求にあたっては現行制度に基づき見積もりを行うものとし、制度改革等に対しては情報収集に努め、必要に応じ随時適切な調整を行うものとする。
9. 事業費の最終確定は、財源との調整から従前どおり翌年1月とする。

第4 組織職員数について

1. 組織について

令和7年度の組織体制は、第5次岡谷市総合計画に掲げる施策の着実な推進と、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズを把握しつつ、市が抱える喫緊の政策課題へ対応するために必要な組織体制を整備するものとする。

2. 職員定数について

財政状況は中長期的に厳しい見通しであることから、限りある人的資源を効果的に配置することとし、DXの推進や民間活力の活用、事務事業の見直し等による業務効率化を図りながら、効率的・効果的な職員体制を整えるものとする。

また、増員要求にあたっては、法改正や制度改革のほか、喫緊の政策課題への対応などやむを得ないもの以外は原則として認めない。

3. 会計年度任用職員（専・補・他）について

専門的知識や資格を必要とする業務、臨時的・補助的な業務を担うこととし、今後さらに会計年度任用職員にかかる経費負担の増加が見込まれることから、従事すべき業務の整理や見直しを行い、真に必要な業務に対して配置することとする。

第5 歳入に関する事項

令和7年度の市税収入は、感染症の影響等から回復基調が続いているものの、生産年齢人口の減少等により、今後減少傾向となる見込みであることから、税外収入全般にわたり、最大限の確保について全力を傾注されたい。

1. 市税について

市税は、岡谷市の根幹となる収入であり、財源確保の面はもちろんのこと、税負担の公平性の観点からも、課税客体の正確な把握に努めるとともに、納税義務者の事情に配慮しつつ、収納率の向上をめざし、現行制度に基づき、本年度の見通し、今後の経済動向、税制改正等を考慮し見積りを行うこと。

2. 使用料及び手数料について

本年度が一斉見直しの年であり、ヒアリング後の調整内容については別途示すこととするが、受益者負担の原則に基づく適正な料金とするとともに、予算編成に際しても、施設の利用状況・実態等を踏まえ、市民サービスの向上、利用の拡大に向け、必要な見直しを実施すること。

また、減免措置については、岡谷市文書管理規則第33条第4項の規定に基づく財政課長合議であることに留意するとともに、公共性・公平性の確保を前提として1件ずつ精査を行うこと。なお、施設使用料等の収入について、減少傾向にあるものは、その原因と対策について検討を行い、収入の確保に最大限努力すること。

3. 国・県補助金・負担金について

補助金・負担金制度の趣旨を理解し、新規・継続を問わず、すべての事業において、補助事業の採択へ向け、事業の組み替えや再構築などの見直しを積極的に行い、新たな特定財源の確保に努めること。

- (1) 国庫補助金等については、時代の流れや社会経済情勢に対するアンテナを高くし、新規施策及び制度改正等に留意した上で、国等の情報を収集しながら的確に見積ること。同様に県補助金等についても、制度改正等の確な対応を図ること。
- (2) 国庫補助金等の削減に対する一般財源の継ぎ足しは原則として認めないことから、国、県等の動向には十分留意し、早期に対応策等を協議するとともに、必要に応じ事業の縮小も視野に検討すること。

4. 市債について

地方債の制度や適債性を十分に理解するとともに、国の施策との関連に留意し、的確な額を見積ることとし、市債の発行額は当該年度の元金償還額を限度（キャップ制）とする。なお、近年、臨時財政対策債の発行可能額が減少傾向にあることから、キャップ制の堅持に加え、「交付税措置率」など将来的な公債費負担を十分考慮した上で、安易に起債に頼ることなく、真に必要な事業へ活用することとし、発行額の縮減に努めること。

5. 財産収入について

- (1) 財産の維持管理に留意し、遊休財産の実態を把握するとともに、活用が見込まれない財産については、積極的な売却処分を進めるとともに、賃貸借契約等により収入の増額確保に努めること。
- (2) 財産運用収入については、適正、効率的な運用を図り、収入の増額確保に努めること。

6. その他の収入について

- (1) 分担金及び負担金は、基準のあるものはそれによるほか、的確な把握及び公正適切な料金の徴収に配慮し、収入見積りに誤りのないようにすること。
- (2) 国や県の基準により規制を受ける徴収単価について、改定が実施される場合は即応できる措置を早期に講じること。

- (3) ふるさと納税は、財源確保策として効果があることから、新たな岡谷の魅力の発信と寄附額の確保に向けて、所属部署にとらわれず全庁をあげて返礼品やPR方法などを積極的に検討すること。
- (4) その他の収入においても、適正な額の見積りと滞納の一掃を図ること。

第6 歳出に関する事項

1. 総体的事項

歳出の見積りにあたっては、歳入に見合った事業規模とするため、すべての事務事業について一から検証を行い、最少の経費で最大の行政効果や市民満足度の向上が図られるよう財源の配分を行うこと。

- (1) 多額の一般財源を必要とする扶助費、繰出金等の義務的経費や公共施設の維持管理費等の固定的経費は今後も増加が見込まれており、他の経費への充当は困難な財政状況となっている。このため、事務執行の合理化はもとより、正規職員・会計年度任用職員の配置等を含めた人件費の抑制を含め、ありとあらゆる経費について検証を行い、限られた一般財源を最も効果的、重点的に配分する予算編成作業に徹すること。
- (2) 予算見積りにあたっては、予算編成方針に基づき、事務事業の目的、成果、コスト、改善の再検証を行い、事業の集中、縮小、廃止、休止を進めること。また、新規事業の実施にあたっては、現状の職員体制や今後の財政状況を十分考慮し、過剰な事務負担とならないことを前提に、スクラップ・アンド・ビルドにより財源を捻出して予算要求するとともに、サンセット方式の徹底により、事業の目標数値・終期を必ず設定すること。
- (3) 国・県の基準を超えた市費の継ぎ足し及び補助金等の上乗せは原則として認めない。また、国庫補助負担金等の見直しに伴い削減された事業は、財源移譲されたもの以外は原則認めないため、制度改正等の動向に十分留意すること。
- (4) 予算編成基準単価表に示されたものは、その範囲内で算出することとするが、示されていないものについては、定価によることなく可能な限り低価格で算出すること。
- (5) 業者見積りを用いる場合は、予算執行における銘柄指定を避けるとともに、予定価格の妥当性を確保するため、規格、内容、仕様等を精査の上、2社以上の業者から見積りを徴することにより、実勢価格と同等品の把握に努めること。

2. 個別事項

各経費においては、内容、性質に十分留意し、適正な費目において、適正な予算

額の要求を行うこと。また、予算流用及び予備費充用を少なくするため、予算計上の目的、積算内容及び該当費目の精査・検討に十分配慮すること。

(1) 人件費

ア. 人件費については、これまでの内部努力により削減を図ってきているところであるが、定年退職年齢の引上げに伴う財政負担の増は避けられない状況にある。事務事業の廃止・休止に合わせて、会計年度任用職員も含めた必要最小限の職員配置と適切な事務配分による効率的な事務事業の執行に努め、総人件費の抑制に努めること。

イ. 時間外勤務については、組織の弾力性を最大限発揮することはもとより、働き方改革を念頭に必要最小限に抑制するとともに、職員の健康維持を図る観点から振替・代休制度等を活用すること。なお、時間外勤務手当については、令和6年度と同額程度を上限とする。

(2) 物件費、維持補修費

ア. 旅費については、真に必要なものに限ることとする。また、全国組織、地方組織の総会・大会・協議会等への出張は、特別職の随行以外は一切認めない。また、県内出張は日帰りを原則とする。

イ. 事務用消耗品費については、予算見積りにあたっては真に必要な物品の量と質を適正に見極め、必要最小限の見積もりを行うこと。

ウ. 印刷製本費については、原則として手作業による印刷・製本とするが、やむを得ない場合については、広告主を募集するなど経費節減に努めること。

エ. 食糧費については、真にやむを得ないもの以外は認めない。職務執行上昼食代等が必要となる場合についても、真に必要な場合を除き、職員の食糧費は認めない。また、各団体との協働事業や各種行事等における職員の食糧費についても、市民に疑義をもたれることがないよう適切に見積りを行うこと。

オ. 委託料については、本年度の執行状況を踏まえる中で、業務内容、必要性等をゼロベースから見直し、業務に支障をきたさない範囲内で、必要最小限の委託内容とすること。

カ. 公共施設の維持管理経費の見積もりにあたっては、委託業務や管理方法などの見直しを行い、効率的な施設運営や事務改善による経費の節減に努めること。また、昨今の異常気象を念頭に建物及び敷地内の樹木等の安全管理を徹底するとともに、維持管理経費、利用実績等の分析を行うことにより現状を把握し、施設管理者としての自覚を持ち、適切な維持管理を行うこと。

キ. 物件費については、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、「岡谷市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を定めていることから、方針を踏まえながら予算要求されたい。

ク. 原油・物価高騰や労務費等による経費の増分については、適切な見積りを

行うとともに、数量等も十分に精査した上で、最少の範囲内で留めること。

(3) 補助費等

補助金・負担金については、以下の点に留意し見直しを継続的に実施すること。

ア. 補助金・負担金については、国や県に付随して義務的に実施するもの及び特定財源が確保されるもの以外は、当初予算の範囲内において交付することとし、補正による予算の追加は原則として認めないので留意すること。

イ. 補助金の新設にあたっては、事業の効果・必要性・将来性について明確な数値目標を示し、事業費等の1/2以内、3年以内の期限付き（サンセット方式）を徹底するとともに、自ら財源を捻出すること。

ウ. 各課における研修会等の出席負担金は10,000円以内とし、予定された職員以外の受講は認めない。また、総務課配当予算での研修は庁内報告により研修効果を高めること。

エ. 一般職の事務研究会等への会議等出席負担金で、飲食に係る負担金は認めない。また、宿泊料が負担金として明示されている場合は、負担金として予算計上すること。

(4) その他の経費

ア. 審議会等の委員定数の削減に努めるとともに、会議の開催にあたっては効果的、効率的な運営に留意すること。また、各種委員会、審議会等の研修視察の抑制に努め、任期中1回以内、日帰りを原則とする。

イ. 委託団体又は一部事務組合等についても、事務の効率化を推進し経費の削減に努めるよう要請するとともに、担当課においては、委託料・負担金等の積算内容を十分精査すること。

ウ. 公共施設個別施設計画において、施設の方向性が「検討」となっている施設については、民間への施設譲渡や休止・廃止、他の公共施設との連携による施設規模の縮小や多様な利用方策を検討するなど、第1期計画期間内に今後の方向性を決定すること。

エ. 建設業の「時間外労働の上限規制」の適用に対応するため、令和6年4月1日より発注する工事の一部において「週休2日工事」を試行的に実施していることから、予算見積もりにあたっては十分留意すること。

オ. 備品購入費については、使用に耐えないものの更新に限ることとし新規備品は原則として認めない。

カ. 環境負荷の低減に努め、「環境保全の率先実行計画」の推進を図ること。

キ. 全戸配布を必要とする文書については、原則として「広報おかや」やホームページなどを活用し対応すること。

第7 特別会計・企業会計に関する事項

1. 一般会計において示達した事項は、特別会計及び企業会計の予算編成にも共通するものもあることから、趣旨を鑑み、予算見積もりを行うこと。
2. 企業会計については、地方公営企業法の範囲の明確化、一般会計等との負担区分の整理を行うとともに、中長期的な経営の基本計画に基づき、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図り、計画的かつ効率的な事業運営と健全な経営に努めること。
3. 一般会計の財政事情の見込みから、繰出金等は基準の範囲内を原則とし、地方交付税に算入の要素のあるものはその範囲内を原則とすること。